

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 沿革

○1908年（明治41年）～

内務省主催 感化救済事業講習会

○1919年（大正8年）5月

国立武蔵野学院に感化救済事業職員養成所附設

○1920年（大正9年）4月

社会事業職員養成所と改称

○1923年（大正12年）1月

同閉鎖

○1947年（昭和22年）8月

国立武蔵野学院に教護事業職員養成所附設

○1958年（昭和33年）10月

国立秩父学園に保護指導職員養成所附設

○1998年（平成10年）4月

児童福祉法改正により児童自立支援専門員養成所と改称

(養成の区分)

第一条 養成は、次に掲げる養成部及び研修部の二部に分けて行う。

○ 国立武藏野学院附属児童自立支援

専門員養成所入所規程

〔昭和三十八年六月七日
厚生省告示第二百六十三号〕

〔一部改正経過〕

第一次 (昭和三八年一〇月一二日厚告第四七二号)
第二次 (昭和四八年五月一〇日厚告第一〇三号)
第三次 (昭和五九年六月二七日厚告第一〇八号)
第四次 (平成一〇年三月九日厚告第三一号)
第五次 (平成一二年一二月二八日厚告第四三四号)

武藏野学院附属教護事業職員養成所入所規程を次のように定め、昭和三十八年四月一日から適用し、養護事業職員養成所入所規程（昭和二十一年八月厚生省告示第五十四号）は、廃止する。

国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所入所規程

題名＝改正（第一・四次改正）

(通則)

第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百四十二条に規定する国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）に入所しようとする者は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによらなければ

ならない。

〔改正〕

一部改正（第一・三・五次改正）

国立武藏野学院附属児童自立支援専門員養成所入所規程

〔改正〕
一部改正（第四次改正）

(修業期間)

第三条 養成部の修業の期間は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 研修部の修業の期間は、六箇月以内において養成所の所長（以下「所長」という。）が定める期間とする。

(教科)

第四条 養成部及び研修部の教科は、厚生労働大臣の承認を得て所長が定めるものとする。

〔改正〕

一部改正（第五次改正）

(入所資格)

第五条 養成所に入所することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 養成部 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条の大学を卒業した者
二 研修部 現に児童自立支援事業に従事している者であつて、国の設置する児童自立支援施設の職員にあつては当該児

第十四条 この規程の施行に關し必要な細則は、厚生労働大臣の承認を得て所長が定めるものとする。

〔改正〕

一部改正（第五次改正）

前文（第三次改正）抄

〔前略〕昭和五十九年七月一日から適用する。

前文（第四次改正）抄

〔前略〕平成十年四月一日から適用する。

前文（第五次改正）抄

〔前略〕平成十三年一月六日から適用する。

I 講義科目

(540時間 35単位)

教 科 目	時 間 数	单 位	教 科 目	時 間 数	单 位
社会福祉概論	24	1	教育学 教育原理 特殊教育学	15	1
社会福祉行政論	15	1	犯罪学 犯罪学概論 刑事政策概論	15	1
社会保障論	18	1	関係法規解説 児童福祉法 児童虐待防止法 少年法 学校教育法 その他法規	30	2
公的扶助論	18	1			
老人福祉論	15	1			
障害者福祉論 身体障害者福祉論 知的障害者福祉論 精神障害者保健福祉論	30	2	社会学 社会学概論 地域社会論 家族社会学	15	1
児童・家庭福祉論	30	2			
地域福祉論(コミュニティーアル)	15	1	社会福祉施設等運営論 運営・管理概論 児童寮舎運営 児童相談所運営論 福祉事務所運営論	30	2
介護概論	15	1			
児童自立支援論 児童自立支援概論 児童自立支援技術論 生活指導理論 学習指導理論 職業指導理論 司法福祉論	60	4	統計学	15	1
社会福祉援助技術論 社会福祉援助技術総論 ケースワーク グループワーク	45	3	鑑別理論	15	1
医学一般 精神医学(児童精神医学含む)	30	2	教養講座	15	1
心理学 心理学概論 臨床心理学 カウンセリング 犯罪心理学 発達心理学 教育心理学 心理検査法	60	4	卒業論文	15	1

II 演習科目

科 目	時 間 数	単 位	科 目	時 間 数	単 位
社会福祉援助技術演習 ケースワーク演習 グループワーク演習 統計調査	9 0	3	生活保護制度演習	1 5	0.5
			鑑 別 演 習	3 0	1
			講 読 演 習	3 0	1
カウンセリング演習	1 5	0.5			

(180時間 6単位)

III 実習科目

科 目	時 間 数	単 位	科 目	時 間 数	単 位
児童寮舎実習 (院内)	5 4 0	1 2	施設総合実習 (院外) 社会福祉施設 児童福祉施設 福祉事務所 児童相談所 その他	1 8 0	4
			施設見学	9 0	2

(810時間 18単位)

総 計	1530 時間	59 単位
-----	---------	-------

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修(平成16年度実績)

研修の種類	対象者	期間	参加実績
1 全国児童自立支援施設 新任施設長研修	平成15年4月1日以降 に施設長となった者	3日間	12名
2 全国児童自立支援施設 課長研修	課長又は課長職相当 の者	3か月 (うち、スクーリング3日間)	12名
3 全国児童自立支援施設 中堅職員研修	児童自立支援専門員・ 児童生活支援員職経 験が5年以上ある者	4か月 (うち、スクーリング5日間)	18名
4 全国児童自立支援施設 児童自立支援専門員研修	児童自立支援専門員 職経験が5年未満であ る者	4か月 (うち、スクーリング5日間)	19名
5 全国児童自立支援施設 児童生活支援員研修	児童生活支援員職経 験が5年未満である者	4か月 (うち、スクーリング4日間)	19名
6 全国児童自立支援施設 新任児童自立支援専門員 研修	児童自立支援専門員 職経験が2年未満であ る者	(1)短期コース:3か月 (うち、スクーリング5日間) ※ 年2回実施	20名
		(2)実習コース:3か月 (うち、スクーリング期間は 希望者と相談)	10名
7 全国児童自立支援施設 学科指導関係職員研修	児童自立支援施設に おいて学科指導に関 わっている教職員等	4か月 (うち、スクーリング3日間)	12名

(注1)上記の研修の他、「児童相談所一時保護所職員研修」、「思春期問題対応関係機関職員研
修」及び「里親関係機関職員等研修」を実施。

(注2)平成17年度においては、「新任職員研修」を年3回実施する等の変更あり。

平成17年度全国児童自立支援施設等職員研修

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所

平成17年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修日程

1. 目的

児童福祉分野及び関係機関職員の資質の向上を図ることにより、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. スクーリング会場

国立武蔵野学院 研修棟（埼玉県さいたま市緑区大字大門1030）

なお、全国児童自立支援施設新任職員研修の一部については、国立きぬ川学院も会場となる。

研修の種類	対象者	期間	研修内容	人員
1.全国児童自立支援施設新任施設長研修	平成16年4月1日以降の施設長となつた者	3日間 5月18日(水)～5月20日(金)	テーマ：「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容：グループ討議、講義等	30名
2.全国児童自立支援施設課長研修	課長又は課長職相当の者	3か月間 うち、スクーリング期間 6月1日(水)～6月3日(金)	テーマ：「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 内容：レポート作成、講義、演習等	30名
3.全国児童自立支援施設中堅研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者	4か月間 うち、スクーリング期間 9月5日(月)～9月9日(金)	テーマ：「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 内容：レポート作成、講義、演習等	30名
4.全国児童自立支援施設児童自立支援専門員研修	児童自立支援専門員職経験が5年未満である者	4か月間 うち、スクーリング期間 9月26日(月)～9月30日(金)	テーマ：「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 内容：レポート作成、講義、演習等	30名
5.全国児童自立支援施設児童生活支援員研修	児童生活支援員職経験が5年未満である者	4か月間 うち、スクーリング期間 11月7日(月)～11月10日(木)	テーマ：「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 内容：レポート作成、講義、演習等	30名
6.全国児童自立支援施設新任職員研修	児童自立支援専門員職経験が2年未満である者	(1) 3か月間 うち、スクーリング期間 いずれか1回 ①6月13日(月) ～6月17日(金) ②6月27日(月) ～7月1日(金) ③7月11日(月) ～7月15日(金)	テーマ：「子どもの理解と対応」 内容：レポート作成、講義、実習等	15名×3回
		(2) 3か月間 うち、スクーリング期間 は希望者と調整	テーマ：「寮舎運営と直接処遇現場の実際」 内容：レポート作成、講義、実習等	15名
7.全国児童自立支援施設学科指導関係職員研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教職員等	4か月間 うち、スクーリング期間 7月27日(水)～7月29日(金)	テーマ：「自立支援の理念と教科教育」 内容：レポート作成、講義、演習等	30名
8.思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	3日間 3月6日(月)～3月8日(水)	テーマ：「思春期問題の心理的ケア」 内容：グループ討議、講義、演習等	30名
9.児童相談所一時保護所職員研修	一時保護所の児童指導員及び保育士	第1グループ 2月1日(水)～2月3日(金) 第2グループ 2月15日(水)～2月17日(金)	テーマ：「子どもの権利擁護とアセスメントの実際」 内容：レポート作成、講義、演習等	30名×2回
10.里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親担当職員	3日間 1月18日(水)～1月20日(金)	テーマ：「子どもの権利擁護と里親支援」 内容：グループ討議、講義、演習等	30名

全国児童自立支援施設新任施設長研修

テーマ	「子どもの権利擁護と施設運営管理」 児童自立支援施設の機能と特性について深く理解した上で、児童自立支援施設独自の課題や運営管理の向上を図り、社会的養護のあり方や少年非行対策の検討をふまえて、今後の児童自立支援施設の方向性について考える。
対象者	平成16年4月1日以降に施設長となった者
期 間	3日間 平成17年5月18日（水）～5月20日（金）
内 容	<p>事前レポート 課題 「施設の現況と今後の課題」</p> <p>スクーリング 講義1 児童自立支援事業概論 感化院から百年余の歴史をもつ児童自立支援事業の理念と変遷を学び、現代に活かしていくべきものは何かを考える。</p> <p>講義2 児童自立支援施設における権利擁護 非行等の行動上の問題を抱えた子どもに対する権利擁護とは、具体的にどのような対応や施設運営が必要なのかを考える。</p> <p>講義3 児童自立支援施設の今後 社会的養護のあり方全般が見直され、少年非行対策が検討される現在、児童自立支援施設に求められているものは何か。今後の方向性を探る。</p> <p>討議1 施設運営の諸問題 同じ新任施設長という立場で、有効な情報交換やネットワーク構築を図り、施設における諸問題の解決の糸口を見いだす。</p> <p>見学 国立武藏野学院</p>

全国児童自立支援施設課長研修

テーマ 「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」
・施設における子どもの生活や支援を方向づけるにあたって重要な子どものアセスメントと自立支援計画策定及び実際の支援のあり方について、さまざまな角度から検討する。
・社会的養護のあり方や少年非行対策の検討をふまえて、子どもの権利擁護という視点から今後の児童自立支援施設の方向性について考える。

対象者 課長または課長職相当の者

期 間 3ヶ月間

内 容 事前OJT（レポート提出）
課題 「子どものアセスメントと自立支援計画」

スクーリング 平成17年6月1日（水）～6月3日（金）

講義1 子どものアセスメント・自立支援計画

自立支援計画策定にあたって、適切な子どものアセスメント（実態把握）が不可欠である。様々な問題を抱えた子どもや子どもを取りまく状況をどう評価するのかを学び、それに基づく自立支援計画策定と実行に関わるケースマネージメント（進行管理）をどのように行っていくかを学ぶ。

講義2 児童自立支援施設の今後

児童自立支援施設における從来からある課題である勤務形態と支援・定員開差・学校教育未実施等に加えて、近年増加する被虐待児への対応や問題行動への対処、医学的・心理的ケアの必要な子どもへの対応等施設の専門性を問われる問題が指摘されている。また一方で触法少年の重大事件に対する社会的関心が増大している。さらに職員確保の困難さや職員のバーンアウトの問題なども深刻であり、現在の児童自立支援施設の抱えている課題は非常に多岐にわたっている。こうした現状を整理しながら、子どもの権利擁護という視点で、今後の児童自立支援施設における方向性について検討する。

見学 国立武藏野学院

全国児童自立支援施設中堅研修

テーマ	「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 ・施設における子どもの生活や支援を方向づけるにあたって重要な子どものアセスメントと自立支援計画策定及び実際の支援のあり方について、さまざまな角度から検討する。 ・社会的養護のあり方や少年非行対策の検討をふまえて、子どもの権利擁護という視点から今後の児童自立支援施設の方向性について考える。
対象者	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者
期 間	4ヶ月間
内 容	事前OJT（レポート提出） 課題 「子どものアセスメント・児童自立支援計画（事例）」
スクリーリング	平成17年9月5日（月）～9月9日（金）
講義1	子どものアセスメント 自立支援計画策定にあたって、適切な子どものアセスメント（実態把握）が不可欠である。さまざまな問題を抱えた子どもや子どもを取りまく状況をどう評価するのかを学ぶ。
講義2	自立支援計画の策定 子どもや家族のアセスメントに基づき、自立支援計画をどのように進めていくかを学ぶ。
講義3	愛着障害と子どものPTSD（外傷後ストレス障害） 入所児童の非行や問題行動の背景には、幼少期からの不適切な養育環境のなかで受けた愛着の問題やPTSDが存在することが多い。 愛着障害と子どものPTSDについて学び、児童自立支援施設での取り組みにどのように活かしていくかを考える。
講義4	少年の社会的重大事件を考える 触法少年による社会的重大事件が注目され、制度的にも検討が進んでいる。今後の少年非行対策における児童自立支援施設の果たすべき機能は何かを考える。
演習1	事例検討 アセスメントと自立支援計画策定の実際について、事例検討を通して学ぶ。
見学	医療少年院等 国立武藏野学院
事後OJT	（レポート提出）

全国児童自立支援施設児童自立支援専門員研修

テーマ	「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 <ul style="list-style-type: none">施設における子どもの生活や支援を方向づけるにあたって重要な子どものアセスメントと自立支援計画策定及び実際の支援のあり方について、さまざまな角度から検討する。入所児童に増加している「軽度発達障害」と「被虐待体験」の理解と対応を検討する
対象者	児童自立支援専門員経験が5年未満である者
期間	4ヶ月間
内容	事前OJT（レポート提出） 課題 「子どものアセスメント・児童自立支援計画（事例）」
スクーリング	平成17年9月26日（月）～9月30日（金）
講義1 子どものアセスメント	自立支援計画策定にあたって、適切な子どものアセスメント（実態把握）が不可欠である。さまざまな問題を抱えた子どもや子どもを取りまく状況をどう評価するのかを学ぶ。
講義2 自立支援計画の策定	子どもや家族のアセスメントに基づき、自立支援計画をどのように進めていくかを学ぶ。
講義3 軽度発達障害の理解と対応	児童自立支援施設入所児童に少なくない割合で軽度発達障害をもった子どもがいることが共通の理解となってきている。そうした子どもの理解と対応について学ぶ。
講義4 被虐待児の理解と対応	児童自立支援施設入所児童の約半数以上が過去に虐待を受けた経験を持っている。こうした子どもが施設内で不適応を起こし、行動上の問題を引き起こすことがある。被虐待児童の行動上の特性の理解と対応について基本的なことを学ぶ。
演習 事例検討	子どものアセスメントと自立支援計画策定の実際について、事例検討を通して学ぶ。
見学 情緒障害児短期治療施設等 国立武藏野学院	
事後OJT（レポート提出）	

全国児童自立支援施設児童生活支援員研修

テーマ	「子どもの権利擁護とアセスメント・自立支援計画」 ・施設における子どもの生活や支援を方向づけるにあたって重要な子どものアセスメントと自立支援計画策定及び実際の支援のあり方について、さまざまな角度から検討する。 ・施設で生活しなければならなくなってしまった子どもの「支援の連續性」を「愛着関係」をキーワードに考える。
対象者	児童生活支援員経験が5年未満である者
期 間	4ヶ月間
内 容	事前OJT（レポート提出） 課題 「子どものアセスメント・児童自立支援計画（事例）」
スクリーリング	平成17年11月 6日（月）～11月 9日（木）
講義1	子どものアセスメント 自立支援計画策定にあたって、適切な子どものアセスメント（実態把握）が不可欠である。さまざまな問題を抱えた子どもや子どもを取りまく状況をどう評価するのかを学ぶ。
講義2	自立支援計画の策定 子どもや家族のアセスメントに基づき、自立支援計画をどのように進めていくかを学ぶ。
講義3	子どもの愛着障害 入所児童の非行や問題行動の背景には、幼少期からの不適切な養育環境のなかで受けた愛着の問題が存在することが多い。 子どもの愛着障害について学び、児童自立支援施設での取り組みにどのように活かしていくかを考える。
演習	事例検討 子どものアセスメントと自立支援計画策定の実際について、事例検討を通して学ぶ。
見学	乳児院等 国立武藏野学院
	事後OJT（レポート提出）

全国児童自立支援施設新任職員研修（1）

テーマ	「子どもの理解と対応」 <ul style="list-style-type: none">・児童自立支援事業の理念と歴史について学び、児童自立支援施設に対する理解を深める。・児童自立支援施設における入所児童理解とその対応の実際について実習及び講義を通じて学ぶ。
対象者	児童自立支援専門員職経験が2年未満の者
期間	3ヶ月間
内容	事前OJT（レポート提出） 課題 「新任職員として困難に感じていること」
スクリーリング	第1グループ 平成17年6月13日（月）～6月17日（金） 第2グループ 平成17年6月27日（月）～7月 1日（金） 第3グループ 平成17年7月11日（月）～7月15日（金）
講義1	児童自立支援事業概論 感化院から百年余の歴史をもつ児童自立支援事業の理念と変遷を学び、現代に活かしていくべきものは何かを考える。
講義2	入所児童理解のための精神医学 非行や問題行動をともなう子どもの行動特性や心理機制について基本的な内容を学ぶ。
講義3	入所児童を取りまく関係法規 児童福祉法、児童虐待防止法、少年法など入所児童に関わる法規の基本について学ぶ。
寮舎実習	実習を通じて子どもの理解と対応の実際について学ぶ。
見学	少年院等 国立武蔵野学院
事後OJT（レポート提出）	

全国児童自立支援施設新任職員研修（2）

テーマ	「寮舎運営と直接処遇現場の実際」 ・児童自立支援事業の理念と歴史について学び、児童自立支援施設に対する理解を深める。 ・児童自立支援施設における子どもの理解とその対応の実際について寮舎実習を通じて学ぶ。
対象者	児童自立支援専門員職経験が2年未満の者
期間	3ヶ月間
内容	事前OJT（レポート提出） 課題 「新任職員として困難に感じていること」
スクーリング	スクーリング期間は希望者と調整の上1ヶ月程度 講義1 児童自立支援事業概論 感化院から百年余の歴史をもつ児童自立支援事業の理念と変遷を学び、現代に活かしていくべきものは何かを考える。 講義2 入所児童理解のための精神医学 非行や問題行動をともなう入所児童の行動特性や心理機制について基本的な内容を学ぶ。
	寮舎実習 実習を通じて子どもの理解と対応の実際について学ぶ。
	事後OJT（レポート提出）

*なお、研修部選科生として、養成部カリキュラムの一部履修（実習・講義を含む）を希望することもできます。
詳細は当養成所までお問い合わせ下さい。

児童自立支援施設学科指導職員研修

テーマ	「自立支援の理念と教科教育」 ・児童自立支援事業の理念と歴史について学び、児童自立支援施設に対する理解を深める。 ・児童自立支援施設における教科教育の実践について検討する。
期間	3ヶ月間
内容	事前OJT（レポート提出） 課題 「自立支援と教科教育」
スクリーニング 平成17年7月27日（水）～7月29日（金）	
講義1	児童自立支援事業概論 感化院から百年余の歴史をもつ児童自立支援事業の理念と変遷を学び、現代に活かしていくべきものは何かを考える。
講義2	入所児童理解のための精神医学 非行や問題行動をともなう入所児童の行動特性や心理機制について基本的な内容を学ぶ。
講義3	特別支援教育の実際 ADHDやLDなど特別な支援が必要な児童の教科教育について学ぶ。
討議	自立支援と教科教育 自立支援と教科教育のあり方について事例検討を通じて討議する。
見学	国立武藏野学院
事後OJT	（レポート提出）

思春期問題対応関係機関職員研修

テーマ 「思春期の心理的ケア」
・思春期に入り心理的問題を抱え苦しむケースが、その後成人以降もメンタルヘルスの問題を抱えていくケースが多い。通常でも対応の難しい思春期のメンタルヘルスの問題について検討する。

対象者 思春期問題対応関係機関職員

期 間 3日間 平成18年3月6日（月）～3月8日（水）

内 容 事前レポート
課題 「思春期のメンタルヘルスについて（事例）」

スクーリング

講義1 思春期・青年期精神医学

思春期・青年期特有のメンタルヘルスの問題について、精神医学的な側面から理解を深める。

講義2 心理的ケアの実際

難しい思春期ケースの実際について学ぶ。

討議 具体的なケースを通じて思春期のメンタルヘルスについて考える。

見学 国立武藏野学院

児童相談所一時保護所職員研修

テーマ	「子どもの権利擁護とアセスメントの実際」 ・さまざまな問題を抱える子どもが生活する一時保護所は、子どもの権利擁護上の問題を多くはらんでいる。現状の一時保護所が抱える問題を整理し問題の解決のための方策を考える ・一時保護された子どもに対して、適切なアセスメントに基づくその後の支援計画策定が重要である。一時保護所のアセスメントについて学ぶ。
対象者	児童相談所一時保護所の児童指導員及び保育士
期 間	3日間 第1グループ 平成18年2月 1日（水）～2月 3日（金） 第2グループ 平成18年2月15日（水）～2月17日（金）
内 容	事前レポート 課題 「一時保護所のアセスメントについて」 スクーリング 講義1 一時保護所の現状と課題 さまざまな課題を抱える一時保護所の現状を整理し、今後の方向性を考える。 講義2 子どものアセスメント 一時保護された児童に対して、適切なアセスメントに基づくその後の自立支援計画策定が重要である。支援の決定や処遇指針策定に役立つ具体的なアセスメントの方法を学ぶ。 討議 子どもの権利擁護と一時保護所の今後 各児童相談所での取り組みや今後のあり方について討議する。 見学 国立武蔵野学院

里親関係機関対応職員等研修

テーマ 「子どもの権利擁護と里親支援」
・家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための暖かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図ることをめざす里親制度を支える里親支援のあり方について考える。

対象者 児童相談所等里親担当職員等

期 間 3日間 平成18年1月18日（水）～1月20日（金）

内 容 事前レポート
課題 「里親支援の取り組みについて」

スクーリング

講義 1 里親支援の実際

初めて里親と暮らす子どものさまざまな試し行動に対して、どのように理解し対応したらよいのかについて具体的に学ぶ。

2 ソーシャルワークにおけるアタッチメント理論

里親委託に期待される機能として大きいのは愛着関係の形成である。
里親委託される子どもの愛着の問題について考える。

3 里親支援に期待すること

養育里親をされている方から直接話を聞き、里親自身は里親支援に何を望んでいるのかを知る。

討議 1 里親支援に実際

各児童相談所等での具体的支援について討議する。

見学 国立武藏野学院